

第1章

第 1 章

計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

(1) 国の動向

わが国は、国民の生活水準の向上や社会保障制度の充実、医療技術の進歩等により、平均寿命を延伸してきました。一方で、ライフスタイルの多様化とともに、生活習慣に起因とする悪性新生物（がん）や心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の増加及び重症化が深刻化しています。

国では、健康日本21（第二次）に基づき、生活習慣病予防などライフステージに応じた健康づくりを総合的に推進してきており、新たな課題を解決するため、令和6年度から令和17年度までの「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21（第三次）」を開始しています。健康日本21（第三次）では、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」をビジョンとして掲げ、「誰一人取り残さない健康づくり」と「より実効性をもつ取組の推進」に重点を置き、健康寿命の延伸と健康格差の縮小、個人の行動と健康状態の改善、社会環境の質の向上、ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりを基本的な方向として、健康づくりの取組を進めることとしています。

また、令和3年3月には、食育に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため「第4次食育推進基本計画」が策定されました。この計画では、SDGs（持続可能な開発目標）の理念を取り入れ、「生涯を通じた心身の健康を支える食育」「持続可能な食を支える食育」「新たな日常やデジタル化に対応した食育」の3つを重点事項として掲げて取組が進められています。

加えて、平成24年に「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づく「歯科口腔保健の推進に関する基本事項」が制定され、その後、令和5年10月に基本的事項を改正し、令和6年度から、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第二次）」を展開し、生涯を通じた歯科健診の推進や口腔機能管理の充実、かかりつけ歯科医の普及等について示しています。

(2) 静岡県の動向

静岡県では、令和6年3月に「第4次静岡県健康増進計画」を策定し、県民が生活習慣病の予防とともに、身体やこころの健康の維持及び向上を図ることで、「すべての県民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」を目指しています。

また、同年同月に「第4次静岡県食育推進計画」「第3次静岡県歯科保健計画」も策定しています。

(3) 清水町の動向

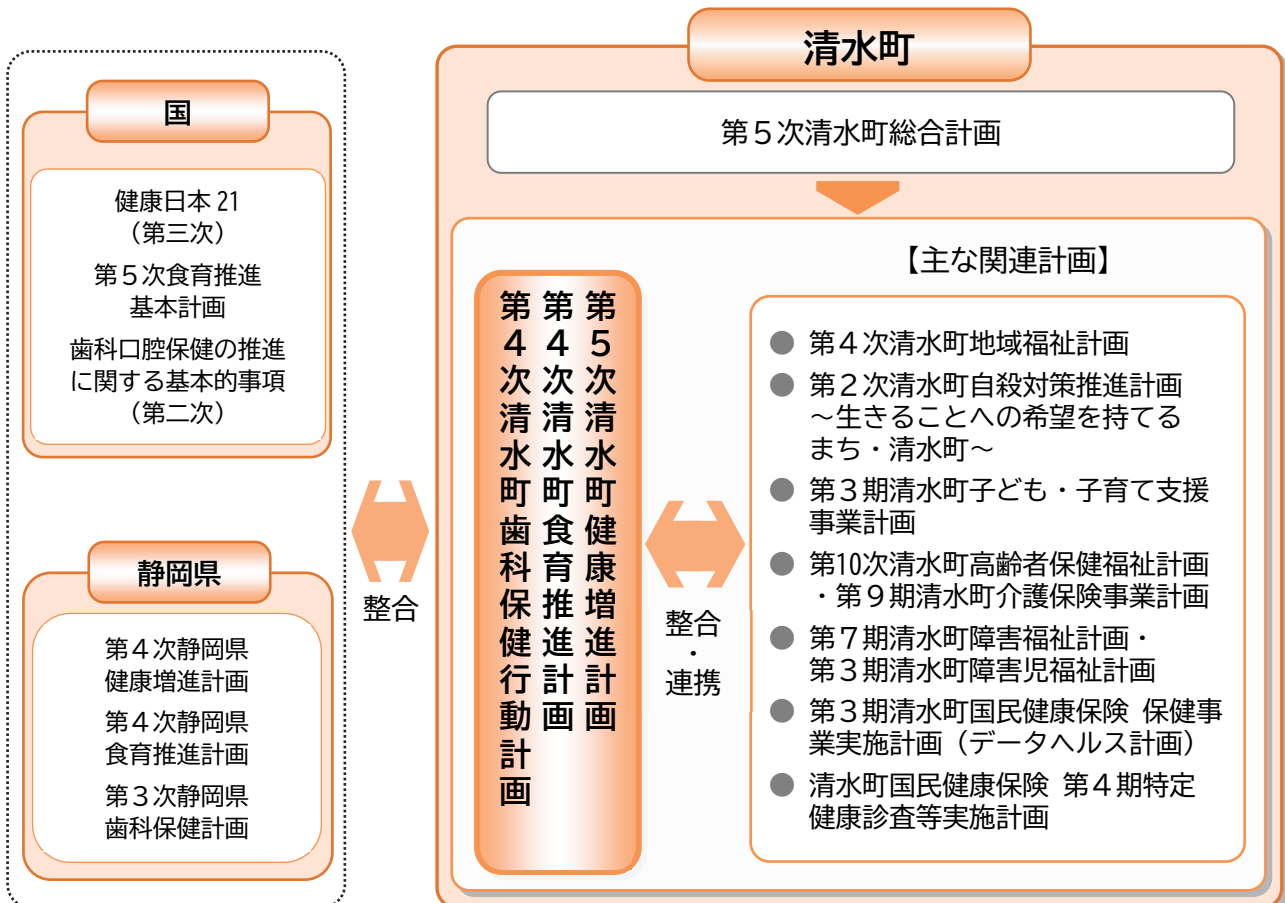
本町では、「第4次清水町健康増進計画」、「第3次清水町食育推進計画」、「第3次清水町歯科保健行動計画」の計画期間が令和7年度をもって終了します。本計画は、現在の社会情勢や国、県の健康増進・食育推進・歯科保健に関する方向性を踏まえ、継続して町民が健康づくりを実践するために作成するものです。なお、各計画に関する取組の相互連携により、相乗効果を創出し、効果的かつ効率的な推進を図るため、各計画を一体化し、新たに「第5次清水町健康増進計画・第4次清水町食育推進計画・第4次清水町歯科保健行動計画」として策定します。

2 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、「健康日本21（第三次）」の地方計画、健康増進法第8条第2項に規定される市町村健康増進計画、食育基本法第18条に基づく市町村食育推進計画、そして「清水町民の歯や口腔の健康づくり条例」第8条の規定に基づく計画として策定されるものであり、「第5次清水町総合計画」の保健分野における個別計画として位置づけ、他の関連計画との整合性を図りながら進めていきます。

【 計画の位置づけ 】



(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）までの10年間とします。ただし、計画期間中に社会情勢の変化等が生じた場合は必要に応じて見直しを行います。

	令和 3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
国	健康日本 21 (第二次)		健康日本 21 (第三次)												
	第4次食育推進基本計画					第5次食育推進基本計画 (令和8年3月策定予定)									
	歯科口腔保健の推進に関する基本的事項 (第一次)		歯科口腔保健の推進に関する基本的事項 (第二次) (歯・口腔の健康づくりプラン)												
静岡県	ふじのくに健康増進計画		第4次静岡県健康増進計画												
	第3次静岡県食育推進計画		第4次静岡県食育推進計画												
	第2次静岡県歯科保健計画		第3次静岡県歯科保健計画												
清水町	第5次清水町総合計画														
	基本構想														
	前期基本計画					後期基本計画									
	第4次清水町健康増進計画					第5次清水町健康増進計画									
	第3次清水町食育推進計画					第4次清水町食育推進計画									
	第3次清水町歯科保健行動計画					第4次清水町歯科保健行動計画 (令和12年度中間見直し)									

(3) 計画の策定体制

本計画は、保健・医療機関及び学識経験者等で構成される「清水町健康づくり推進協議会」「清水町食育推進委員会」「清水町歯科保健推進会議」において評価・検討を行い、さらに関連する庁内の各部署のメンバーによる「庁内ワーキンググループ」「食育連絡会」で、既存事業の整理や新規事業の検討を進めました。

また、「清水町健康づくりに関するアンケート調査」、「食育に関するアンケート調査」やパブリックコメントを通じて町民の要望や意見を参考にしながら、計画を策定しました。

3 計画の推進体制

(1) 町民・地域・行政との協働による推進

こども期から高齢期までのすべての町民が、生涯にわたり、元気で健やかに暮らしていくためには、町民が自ら健康を意識し、主体的に健康課題に取り組むことが重要です。

町は、町民一人ひとりが健康づくりの主役となり、自分にあった健康づくりの取組を実践していけるよう、家庭・地域・関係機関・行政がそれぞれの役割を担い、連携を図りながら、町民一人ひとりの健康を支える効果的な健康増進・食育推進・歯科保健の施策を推進していきます。

(2) 各計画の推進体制

① 健康増進計画

町では、この第5次清水町健康増進計画を有効なものとするよう、関係部署において「健康づくり」の視点に配慮し、施策を実施するよう努めるとともに、町民が主体的に健康づくりへ取り組めるよう、適切に情報を提供し、年代や生活スタイルなど、個々の生活環境も考慮しながら、多角的に事業の展開を図ることとします。

そのため、健康づくり推進協議会、食育推進委員会や歯科保健推進会議など町民が参画する各種委員会を通じて検証・評価を行います。

また、医療機関をはじめ、自治会や地域で活動する団体、職場・企業、保育所・幼稚園、学校との連携をより強化し、「一人ひとりが主役、みんな健康づくりに取り組もう」の実現に向け、健康づくりネットワークの構築に取り組んでいきます。

② 食育推進計画

本計画のめざす姿でもある「みんなで食育大行進」にあるように、計画の推進にあたっては、様々な分野における連携が必要不可欠です。

計画の推進管理は、食に関係する団体等の代表、幼児・児童生徒の保護者代表、学識経験者、県職員、町職員で構成する「清水町食育推進委員会」、関係各課職員で構成する「食育連絡会」が中心となります。

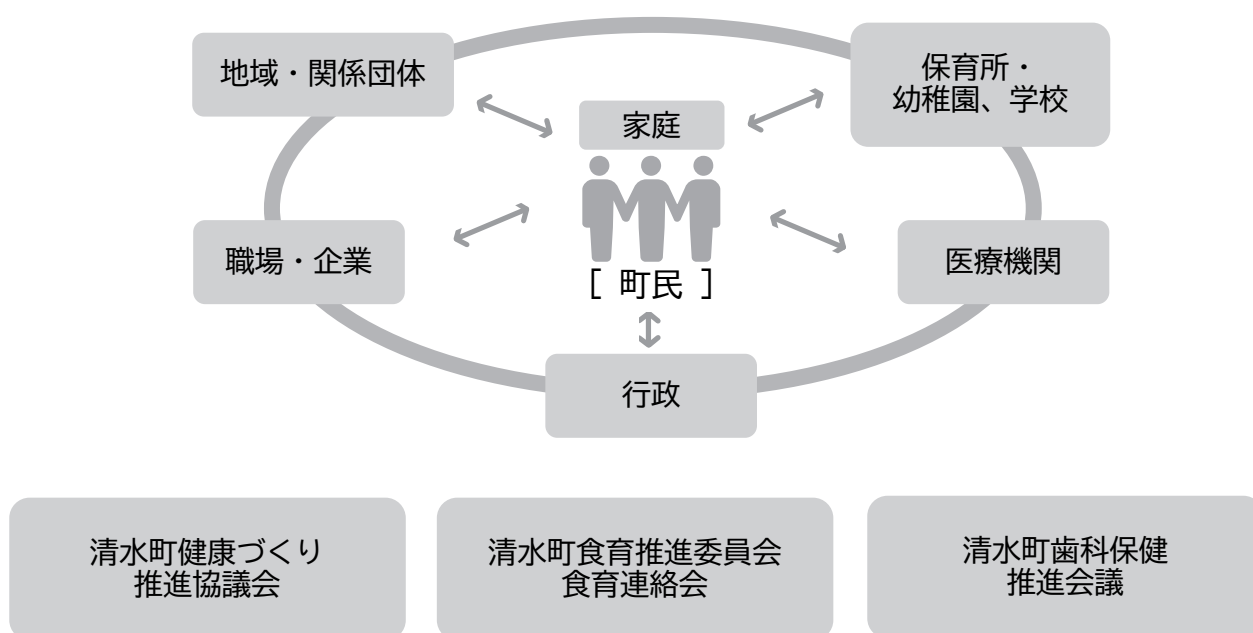
③ 歯科保健行動計画

健康づくりは、町民個人の努力と実践が基本となり、主役は町民一人ひとりです。町では、本計画の実施に対して中心的な役割を担い、効果的に歯科保健施策を実施するよう努めるとともに、町民が生涯を通じて自主的に歯や口腔の健康づくりに取り組めるよう、適切に情報を提供し、多角的に事業を展開します。

そのため、町民が参画する「清水町歯科保健推進会議」を通じ検証・評価を行います。

また、町民や地域、関係機関・団体と行政が連携・協働する推進体制を構築し、歯科保健を推進します。

[計画の推進主体]



(3) 計画の進捗管理

本計画の推進にあたっては、各分野において設定した指標と取組について、進捗確認を行い、進行管理をしていきます。

評価にあたっては、町民アンケートの実施や、町民・地域・関係機関などの幅広い分野からの意見などを求め、取組の体系や指標などの計画の見直しを行います。

PDCAサイクルのイメージ

